新型コロナウィルス感染症対策を行う事業者の皆様へ

令和3年度 石岡市いばらきアマビエちゃん登録促進給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化し、県の休業要請、感染拡大市町村及び緊急事態宣言が発令される中、茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例に基づき、「いばらきアマビエちゃん」の登録(以下「登録」という。)が義務付けられ、日々感染防止対策を講じつつ事業の継続に取り組む市内の事業者の皆様を支援するため、登録いただいている事業者の方へ「いばらきアマビエちゃん登録促進給付金」を交付します。

※令和3年9月30日(木)までに、「いばらきアマビエちゃん」の事業者登録を行い、感染防止対策に取組まれている方が対象です。

給付金額

登録事業所が市内に1つの場合:10万円

登録事業所が市内に2つ以上の場合:20万円



※ 令和2年度にこの給付金の交付を受けた中小企業等は給付の対象外です (交付決定以降に代表者変更等があっても対象外となります)。

受付期間

令和3年 6 月28日 (月) ~ 令和3年 12月24日 (金) まで

※令和3年12月24日(金)当日消印有効

※ 予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

交付対象者

- 市内の事業所において、9月30日(木)までに「いばらきアマビエちゃん」の登録を行い、かつ、当該事業所内に感染防止対策宣誓書を掲示し、利用者登録の促進に努めている者。(県条例に基づき、いばらきアマビエちゃんに登録することを義務付けられている事業者)ただし、催物を催す者であって、大規模イベントを行う者は除きます。
- 給付金申請時において、必要な許認可を取得の上市内で事業を営み、かつ、事業を継続していく意思があること。
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の 構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持たない者。
- 令和2年度石岡市いばらきアマビエちゃん登録促進給付金の交付を受けていないこと。ただし、令和2年度に10万円の交付を受けた以降に新たな事業所を開設した場合は、1店舗の追加申請を可能とします。

申請方法

郵送申請 ※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送申請にご協力をお願いいたします。

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工課 宛

申 請 書

<u>市ホームページ</u>からダウンロードしてください。

申請書は,市役所本庁舎(商工課),石岡商工会議所, 石岡市八郷商工会でも受取れます。



提出書類 下記【1】~【10】

書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください。

【1】「申請時チェックリスト」

●チェックリストの項目をご確認のうえ,「申請者チェック欄」にチェックをし,必ず申請書に添付してください。

【2】「いばらきアマビエちゃん登録促進給付金交付申請書兼請求書」 (様式第1号)

- ●押印が必要です。※法人は必ず代表者印を押印してください。
- ●「振込先欄」に不備がある場合、給付金の入金が出来ませんので、記入間違いがないよう作成してください。

【3】「いばらきアマビエちゃん登録促進給付金申告書・誓約書」

●感染防止対策宣誓書に記載のある「いばらきアマビエちゃん登録業態」を必ず チェックしてください。なお、市内に複数の事業所を登録しており、業種が異 なる場合は2業種チェックしてください。



- ●市の給付金を申請する事業所及び施設は、感染防止対策宣誓書に記載されている市内の事業所の 名称を記載してください。
- ●施設名称は、県の登録義務対象施設一覧から施設名を転記してください。
- ●事業者識別番号は,事業所ごとの感染防止対策宣誓書に記載された番号を転記してください。
- ●利用者へのサービス提供欄は、市の給付金を申請する事業所において、利用者が「いばらきアマビエちゃん」を登録した際に、利用者に対してサービスの提供(商品等の割引、購入ポイントの割増等)を実施するときは、その内容を具体的に記入してください。

希望により、利用者ヘサービス提供を行う事業者を市のホームページで広報します。

●「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください。

【4】「感染防止対策宣誓書の写し」

●市の給付金を申請する事業所の宣誓書の写しを添付してください。

【5】申請日時点で、市内に事業実態があることが確認できる書類

※「令和3年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金」を既に受給している方は、以下①~⑥の提出は不要ですが、県の協力金が入金された通帳の写しを添付していただきます。

- ①申請店舗の外観(店名を含めて外観が写っていること)及び内観の写真
- ②個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ③営業許可書の写し
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤HPの会社案内(市内所在地が分かるもの)
- ⑥公共料金の支払い領収書の写し(3ヶ月分必要となります) など

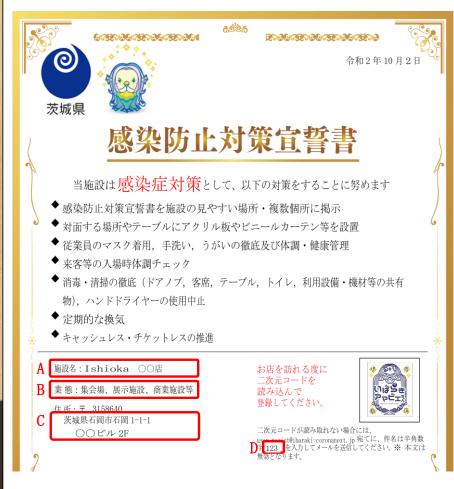
法人:①と③~⑥のいずれかを提出 個人:①と②~⑥のいずれかを提出

【6】令和3年度に県の協力金を受給している場合は,入金が確認できる通帳の写し

- 【7】市税に未納がないことを証明する書類 ※申請月内に発行されたもの
 - ●市区町村が発行する完納証明書など 例)7月申請の場合は、7/1~7/31に発行された証明
 - ※事業者が他市区町村の場合で石岡市に課税が無い場合や申請年度及び申請年度の前年度に石岡市 以外に市区町村民税の課税がある場合は、当該税の完納証明書を添付してください。
- 【8】法人に当たっては、履歴事項全部証明書の写し ※発行から6ヶ月以内のもの
- 【9】事業を行う個人が他市区町村居住の場合は住民票の写し ※発行から1ヶ月以内のもの
- 【10】給付金を入金する申請者名義の預金通帳の写し(給付金振込先)
 - ●通帳を開いて1-2枚目の写し●ネット銀行の場合は画面データ







「いばらきアマビエちゃん登録促 進給付金申告書・誓約書」に記載 する業態・事業所名等は、左図の 「感染防止対策宣誓書」から転記 してください。 記 入 例 いばらきアマビエちゃん登録促進給付金申告書・誓約書 1 申請者のいばらきアマビエちゃん登録業態(登録業種をチェックしてください 感染防止対策宣誓 □6 ネットカフェ・ 漫画喫茶等 書(記入例 3 ページ 参照)に記載のある □ 7 大学,専門学校 自動車教習所等 □5 カラオケ □ 野球場等 (主に屋外施設) □11 ゴルフ練習場 準備をご確認の 上 □10 ボウリング場 □15 プラネタリウム 映画館 B №13 集会場,展示施設 商業施設等 □14 劇場等 クしてください。 □17 ゲームセンター, マージャン店等 □18 その他の業種 V10 理美容業 ※上記は、いばらきアマビエちゃん登録時の業態です 2 給付金を申請する事業所名(県の協力金に申請し、交付決定を受けた事業所名等を記 事業所名 Ishioka OO店 A 石岡市 石岡一丁目1番地1 〇〇ピル2F C 上記登録業種番号 及び施設名称 (13)ネイルサロン Islanka OOA 事業所名 岡市 柿岡 5680 番地 1

●施設名称は,登録義務対象施設-

両立を図るための措置を定める条例第5条第1項に基づく「特定事業所」一覧

×:義務対象外

茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との

※義務対象外の施設であっても、いばらきアマビエちゃんへの登録を推奨しておりますの





覧から転記してください。

〇:義務対象

で、ご協力をお願いします

県の登録義務対象 施設一覧はこちら からご確認くださ い。

B 申請者名義の口座の通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた $1 \cdot 2$ ページ目の両方を 添付 し てください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。 同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



!!ご注意ください!!

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません!

主なQ&A (詳細は市公式ホームページをご確認ください)



O1 登録促進給付金の対象となる事業者とはどのような業種ですか。

以下の要件をすべて満たす事業者が給付金の支給対象となります。

- ①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者
- ②県条例に基づき、いばらきアマビエちゃんに登録することを義務付けられている事業者
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項,第31条の6第 1項及び第32条第1項の規定に基づき、指定された期間の満了日(9月30日)までにいばらき アマビエちゃんの登録を行い、感染防止対策に取組んでいる市内事業者
- Q2 石岡市外に本社(主たる事業所)があり、事業所の一部が石岡市内にある 場合は対象者となりますか。

Q1の①に該当する中小企業者であれば対象となります。法人は、履歴事項証明書に記載さ れた本店の所在地又は事業実態のある事業所が市内にあることが条件となります。また、個 人事業主においても、主たる事業実態の事業所が市内にあることが条件となります。

Q3 市内に複数の店舗がある場合は、どのように申請すれば良いですか。

市内に「いばらきアマビエちゃん」を登録した店舗が複数あるときは、2店舗まで申請がで きます。ただし、給付金の交付は1事業者1回です。店舗が複数ある場合は、2店舗をまと めて申請してください。交付決定以降に追加申請はできません。

○4 令和2年度石岡市いばらきアマビエちゃん登録促進給付金の支給を受けて いる場合は、本給付金の対象となりますか。

令和2年度に2店舗分(20万円)の交付を受けていない事業者の方で、令和2年度の交付決定 以降に01の要件を満たす新たな事業所を開設した場合は、1店舗分を追加で申請できます。

- ※令和2年度の交付決定以降に事業承継等により代表者の変更や商号変更等があった事業者の 方は対象になりません。
- ○5 感染症防止対策宣誓書を再発行するにはどうすれば良いですか。

「いばらきアマビエちゃん登録リスト」から再発行ができます。登録リストのキ ーワードに事業所名を入力し検索して宣誓書を印刷してください。

※「いばらきアマビエちゃん登録リスト」に表示される事業者は、登録時に公表を 希望した事業者のみ表示されます。





○6 給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がない場合、申請書が到達してから2週間程度で指定口座へ入金いたします。

申請先及び お問合せ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所経済部商工課

TEL: 0299-23-5501 FAX: 0299-24-5358

